



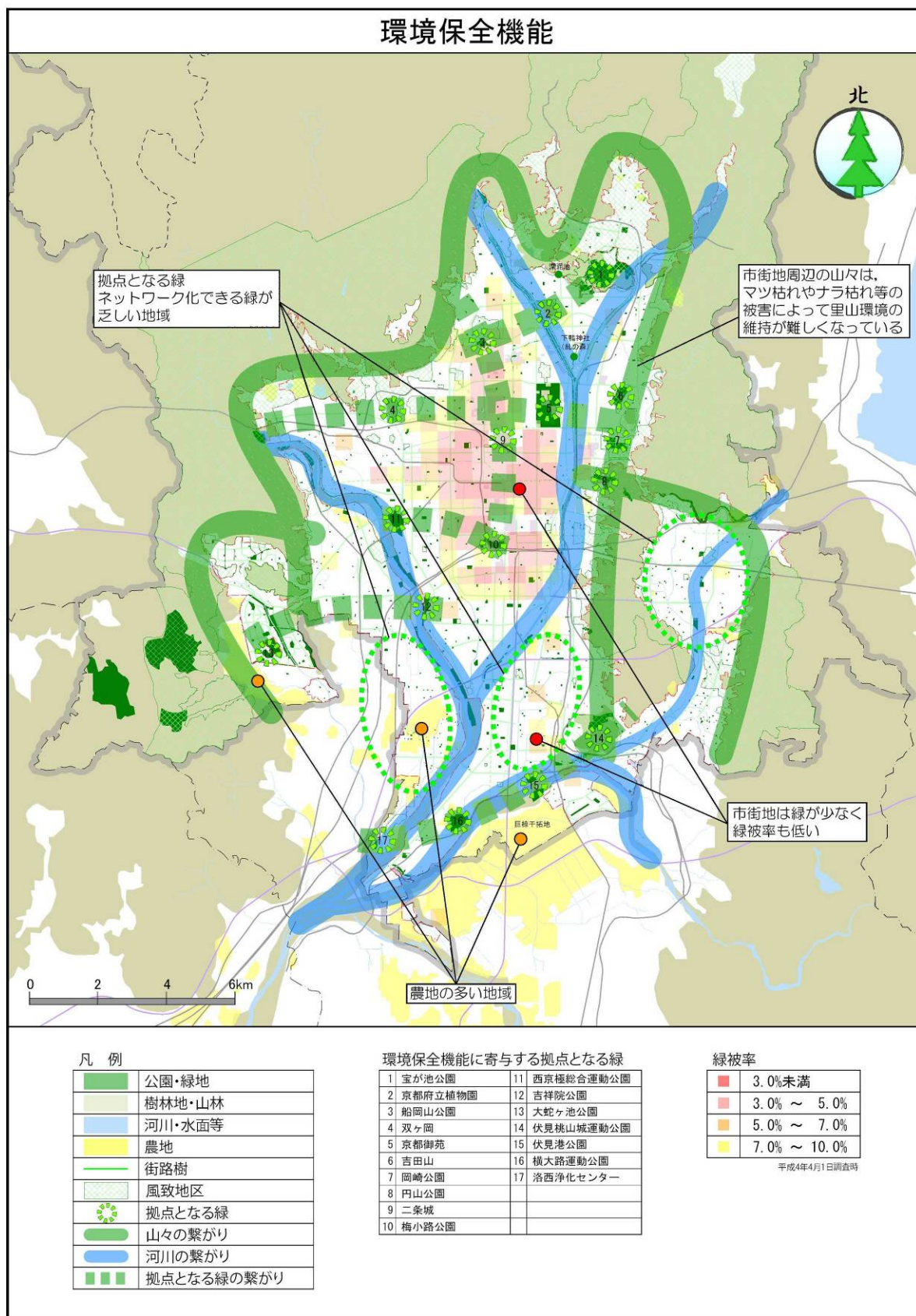
第4章 緑の配置方針

1 緑の機能別に見た現況と課題

ここでは、都市における緑の一般的な機能に、本市の都市特性である「歴史的環境の保全」の視点を付加して、本市の地理的な都市構造を踏まえた現況と課題を整理します。

(1) 環境保全機能

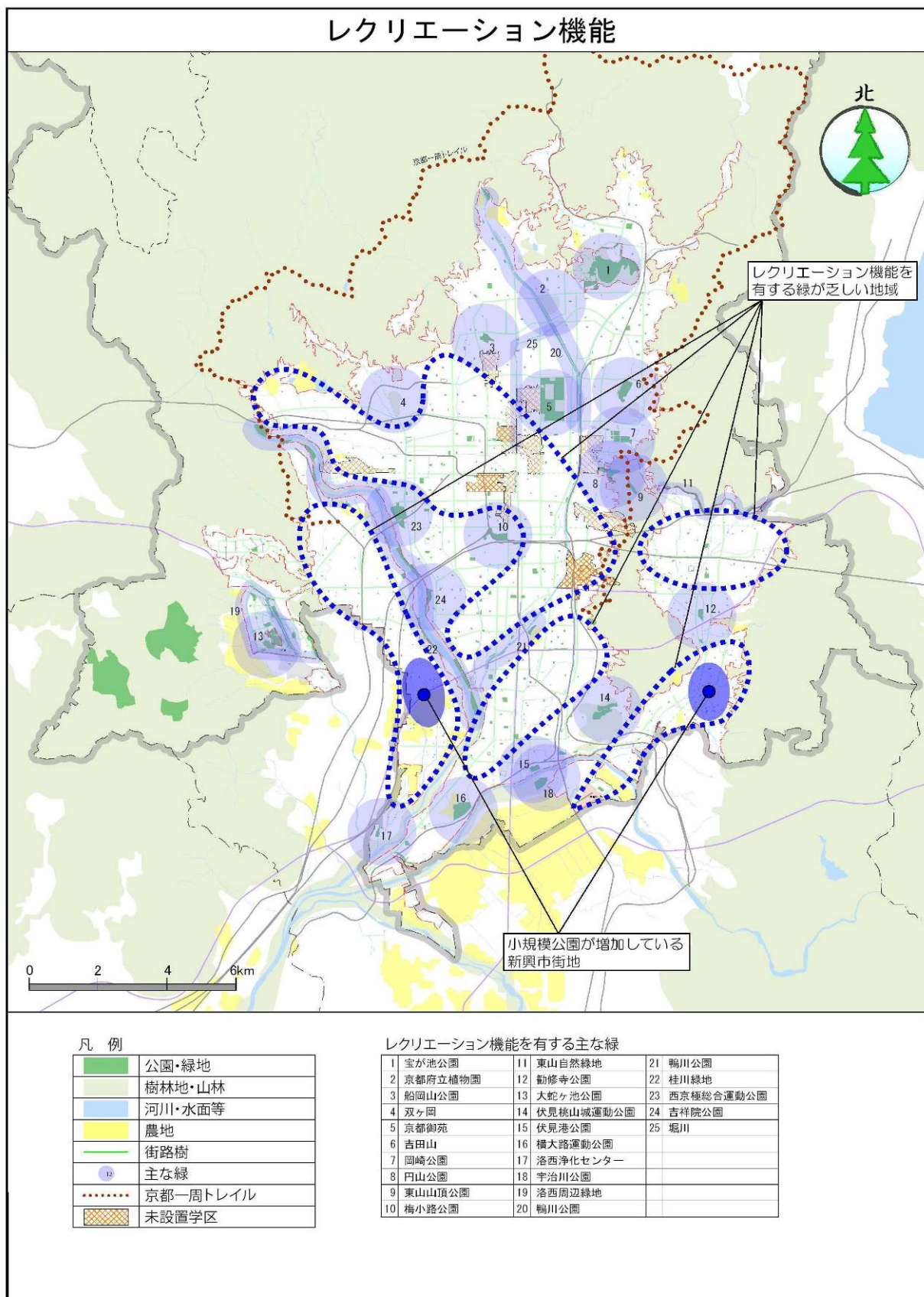
- ◇ 本市では、周辺の山々、鴨川、桂川、宇治川の三川を骨格の緑とし、市街地の丘陵や京都御苑、二条城等の大規模な緑地が、ネットワークを形成する拠点の緑として位置付けられますが、市街地においては、それらのネットワークを補完する緑地が乏しい状況です。
- ◇ 市街地周辺の山々は、多様な生物が生息・生育し、人と自然が共生してきた貴重な里山ですが、近年、マツ枯れやナラ枯れ等の被害、人々の生活様式の変化等から人為的関与が減少し、その維持が難しくなっています。風致地区や自然風景保全地区等の指定による土地利用規制に加えて、里山自体の環境を改善するために、人の手が入るようにマネジメントしていく必要があります。
- ◇ 生産緑地地区の指定により、農地は一定担保されていますが、その一方で、市街地内の貴重な緑である農地が、農業者の高齢化や後継者不足、宅地開発等によって減少しているため、この機能を維持するための方策が必要です。
- ◇ 京都御苑、下鴨神社の「糺の森」、国の天然記念物に指定されている深泥池生物群集、巨椋干拓地等、各々の植生地では豊かな生態系が確認できます。これらをはじめとする貴重な生物の生息・生育空間である樹林地、水辺、湿地等の環境を保全・回復していく必要があります。
- ◇ 緑は、ヒートアイランドの抑制や生物の生息・生育空間の確保等に寄与しますが、本市の中心市街地は緑が少なく、かつ緑化余地も少ない状態となっています。過密な土地利用の中で、増やすことの難しい面的な緑を補完するため、新たな緑化手法の導入が必要です。





(2) レクリエーション機能

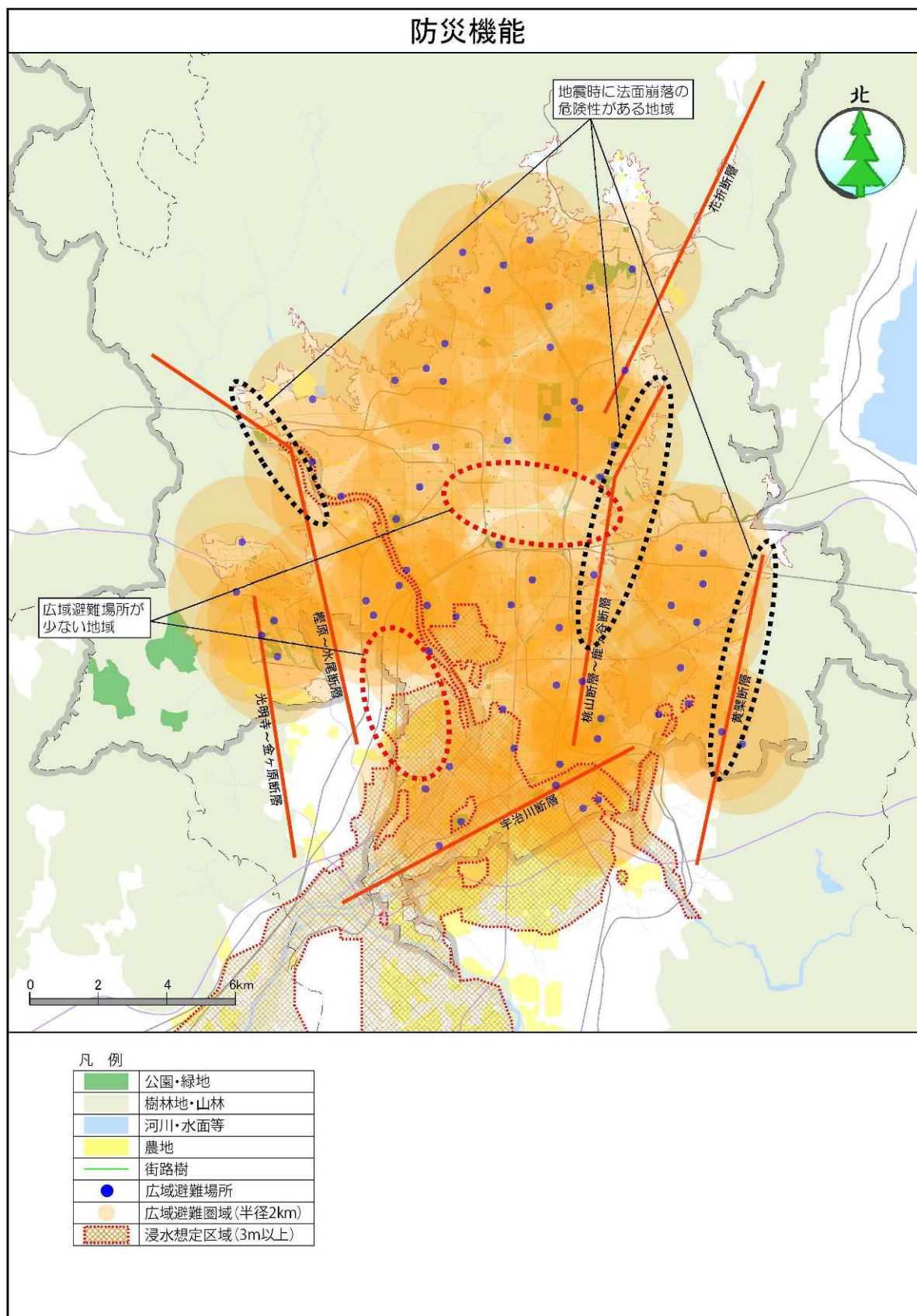
- ◇ 本市には宝が池公園や梅小路公園等の大規模公園，鴨川公園や桂川緑地等の河川敷を利用した公園等が整備され，市民や観光客等のレクリエーションの場として親しまれていますが，その数，量ともに不足しています。
- ◇ 特に，歴史的市街地では，身近なレクリエーションの場や災害時の避難場所となるオープンスペースが不足していますが，新たな公園用地を確保することが難しいことから，従来とは異なる手法によりオープンスペースを確保する必要があります。
- ◇ 本市には，開園後 40 年以上経過した古い公園が数多く存在しており，施設の老朽化や樹木の繁茂によって利用者の安心・安全が損なわれたり，利用頻度が低下した公園が増えています。これらの公園を現在の地域性や周辺住民の声，時代のニーズに対応したものとして再整備する必要があります。
- ◇ 近年，新興市街地の開発に伴い小規模公園が増加している地域がありますが，様々なレクリエーションへの要望に対応する機能は十分ではないため，これらの地域においては，近隣公園や地区公園等の中規模公園の整備を検討していく必要があります。
- ◇ 堀川など，市街地を流れる小河川については，市街地における身近なレクリエーションの場を補完しており，きめ細かな水と緑のネットワークの形成に資するため，その他の小河川についても親水化や緑化が必要です。
- ◇ 周辺の山々や三川，三丘（吉田山，船岡山，双ヶ岡）は，京都一周トレイル等のハイキングコース，散策，スポーツ，キャンプ地として利用され，本市における自然系レクリエーションの核及び軸となっていることから，これまでどおりの機能を維持していくことが必要です。





(3) 防災機能

- ◇ 本市の市街地は、平安京造営に端を発する碁盤目状の町割りを有し、町家等が密集するエリアが多数存在します。これらのエリアはオープンスペースが少なく、細い道路や路地で囲まれ、災害時の避難が困難な地域となっているため、避難地や避難経路を確保することと併せて、民有地の緑化によって、延焼防止効果を高める必要があります。
- ◇ 本市では68箇所の広域避難場所を指定しており、避難圏域は市内をほぼ網羅できていますが、一部に広域避難場所が少ない地域が存在します。これらの地域は、建物が密集しているため、災害時の避難地や防災活動拠点となる公園の整備、延焼防止帯や避難経路となる緑地の整備を強化する必要があります。
- ◇ 街路樹は、延焼防止効果や倒壊家屋から避難路を保護する効果を有しています。街路樹区間の延長を図るとともに、災害に耐えうる丈夫な樹となるような育成管理が必要です。
- ◇ 本市周辺では、6本の活断層が確認されています。これらの断層の周辺においては、法面保持効果のある山林の保全や、開発行為の抑制など、地震発生時の被害をできるだけ抑えるための対策が必要です。
- ◇ 山に囲まれた本市においては、周辺の山々について適切なマネジメントを行うことにより、山林の持つ洪水緩和機能を増進し、河川へ流れ込む水の量を安定させることが必要です。
- ◇ 洪水や浸水による被害を未然に防止するために、一定の水位を超えた水を貯留し、下流への流量を減少させるための遊水地の確保や、万一の水災が生じた場合に避難するための公共空地の確保が必要です。



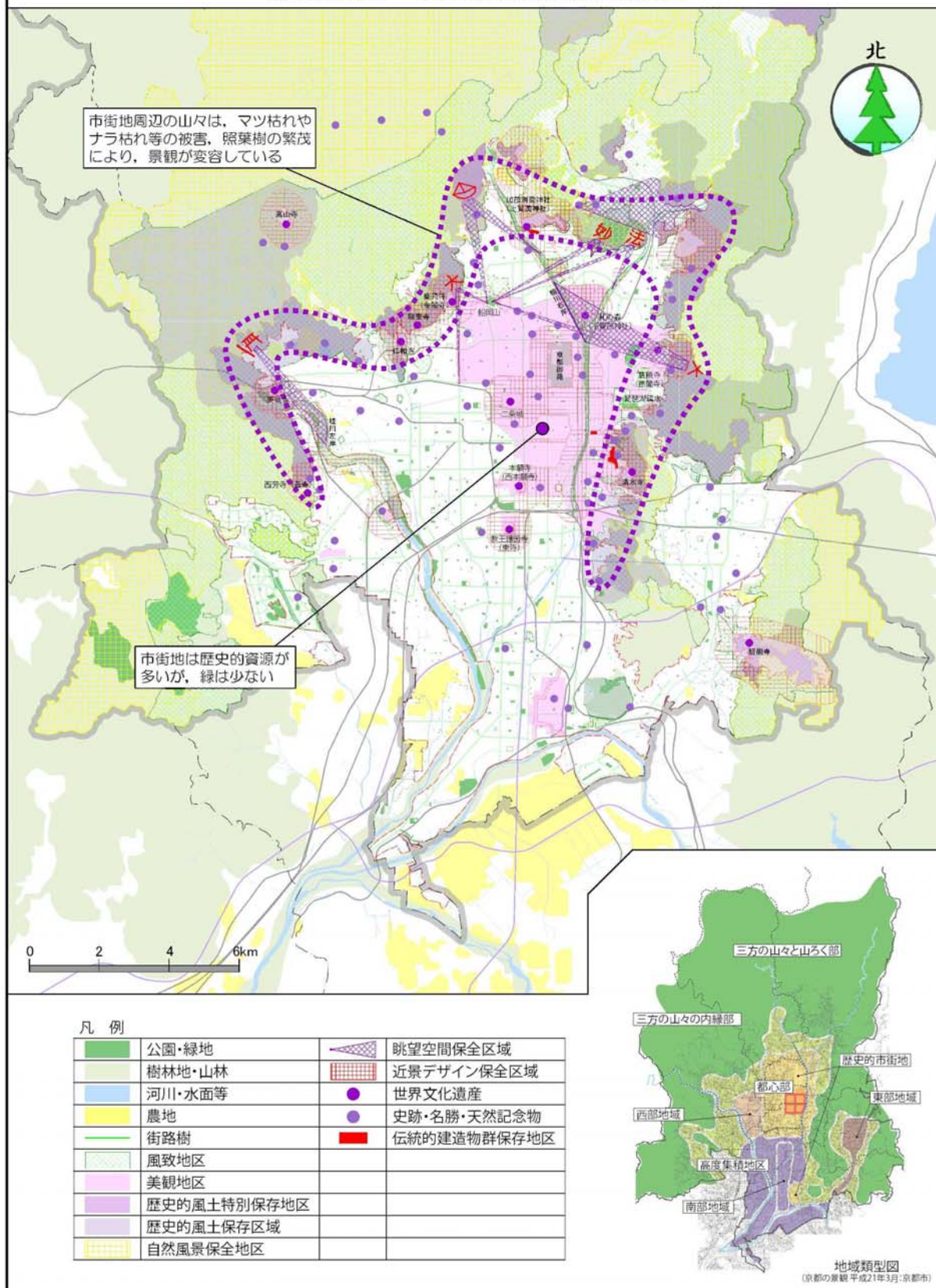


(4) 景観形成・歴史的環境保全機能

- ◇ まちなかから望む三山や山すその緑は、社寺境内地の歴史的資産と一体になって本市の自然景観を特徴付けていますが、近年、マツ枯れの進行等によるアカマツ林の衰退やコナラを中心としたナラ枯れの拡大、更には、シイノキ等の繁茂により森林の景観が変容しつつあります。このため、従来の地域制緑地の指定に伴う保全に加え、良好な景観を維持しながら、変容しつつある景観を改善するためのマネジメントが必要です。
- ◇ 三川は広大な空間を有するオープンスペースとしてだけでなく、水辺の景観形成や視点場としても重要な空間となっており、これらの機能を維持していくことが必要です。
- ◇ ランドマークである三丘や送り火で知られる五山、市街地に点在する京都御苑や糺の森、二条城等は、本市における主要な緑の景観要素であるため、これらの眺望景観の保全が必要です。
- ◇ 龍安寺や金閣寺等の周辺の風致景観を含めた15社寺が、世界文化遺産に登録され、産寧坂や祇園新橋地区、嵯峨鳥居本地区及び上賀茂地区の4地区が伝統的建造物群保存地区として指定されています。これらの地区は、観光地として多くの人に親しまれており、周辺の景観と調和した緑の保全が必要です。
- ◇ 本市には御土居や廃寺跡を始め、数多くの史跡・名勝・天然記念物が点在しています。これらについては点ではなく、面としての視点に立ち、周辺環境と調和した保全が必要です。
- ◇ 琵琶湖疏水周辺や蹴上浄水場の緑、エンジュやケヤキの街路樹、古い公園や大学の緑等は、本市が近代都市へと歩み始めた中で生まれ、周囲の建造物と一体となって特徴的な景観を形成していることから、緑や河川の保全だけでなく、周辺の景観と調和した一体的な保全が必要です。
- ◇ 歴史的市街地は、古都である本市を特徴付ける観光客の多い地区ですが、緑が少なく、緑化余地も少ない状況であるため、市民や来訪者の満足度を高め、良好な景観形成につながる新たな緑化手法の導入が必要です。



景観形成・歴史的環境保全機能





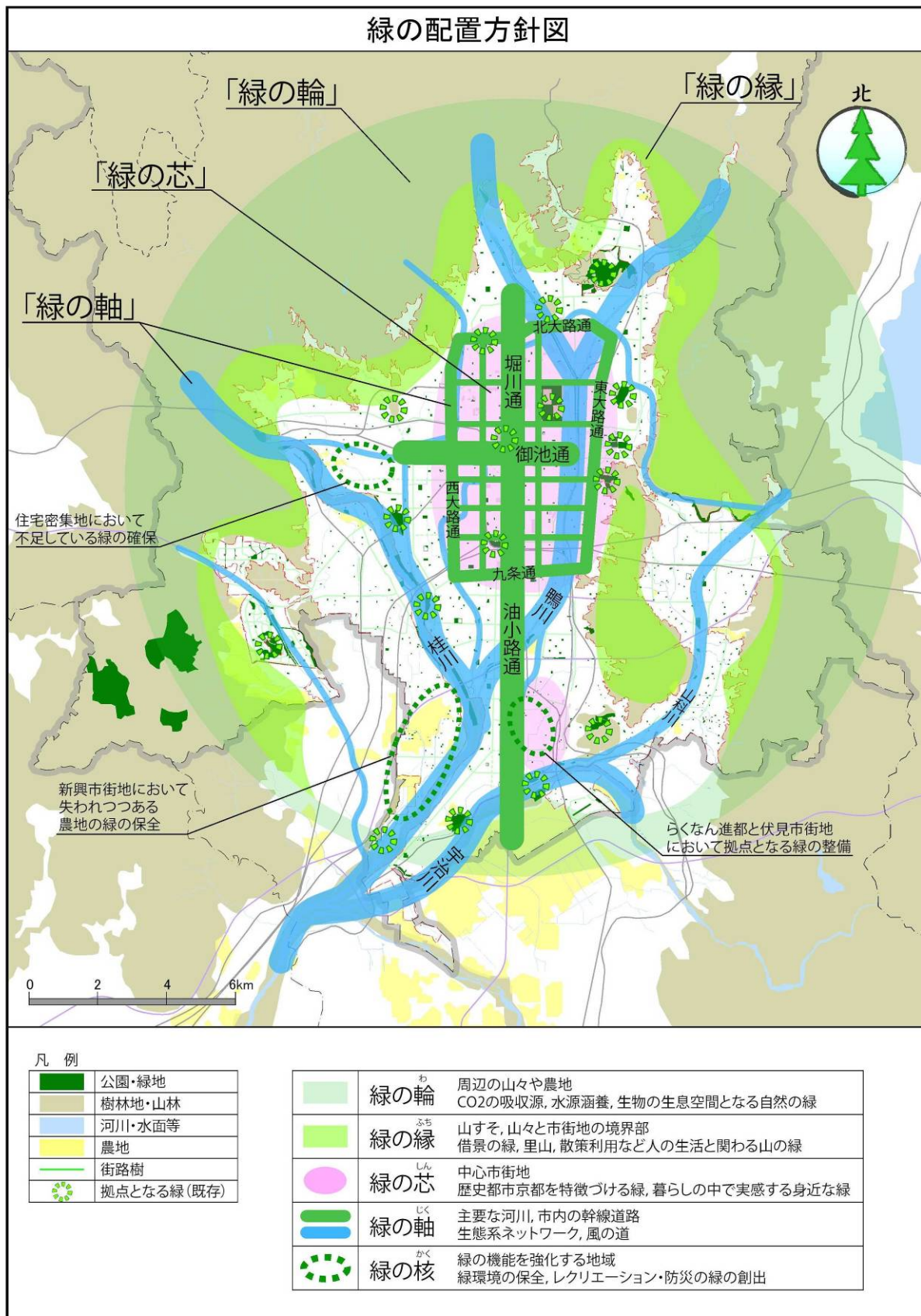
2 緑の配置方針

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、相乗効果を得られるように配置されていることが重要です。

本市では、そのネットワークを「緑の御所車」と名付け、この「緑の御所車」を市民、事業者、行政の協働によって動かしていく姿が「緑の将来像」です。

緑の機能別に見た現況と課題を踏まえ、「緑の将来像」を具現化した緑の配置方針を、以下のとおり定めます。

名称	考 え 方
緑の輪	本市の市街地を囲み環状に繋げる大きな「輪」を示します。 周辺の山々や南部の巨椋干拓地を主とする田園地帯の緑を、CO ₂ の吸収源、水源涵養、生物の生息・生育空間機能を持つ緑として保全します。
緑の縁	周辺の山々と市街地の境界である「縁（ふち）」を示します。 特に、送り火で知られる五山を含む三山や山すそは、本市の歴史的景観の礎としてかけがえのないものであり、これらの保全に努めるとともに、人との関わりが薄れる中で衰えていた里山の機能を再生するために、市民が自然に親しみ、憩えるような利活用やマネジメントを、市民等との協働により図ります。特に、活断層周辺では、法面崩落や、土砂流出を抑制するため、山林の保全・育成に配慮します。
緑の芯	市民の暮らしの中心となる市街地です。 歴史的市街地に多数ある世界遺産や社寺境内地、文化財等の緑は、「歴史都市・京都」を特徴づける財産として、引き続き保全・活用に努めます。市街地では、面的な緑を新たに増やすことは困難ですが、コンテナ緑化や生け垣緑化、既存公園の再整備などによって、小さいながらも質の高い緑の創出を図り、市民の満足度の向上や防災機能の強化を図ります。
緑の軸	周辺の山々と市街地を結び、ネットワーク化する緑を「軸」として位置付けます。 本市における水と緑のネットワークは、主に三川及び幹線道路（堀川（油小路）通、御池通、北大路通、東大路通、西大路通、九条通等）の街路樹で形成されていますが、京都らしい景観に配慮しながら、街路樹を増やし、また、小河川の緑化を図るなどして、このネットワークを周辺の山々までつなげ、ヒートアイランドの緩和に寄与する風の道の形成、災害時の避難路の強化、更には、生物多様性に寄与する生き物の通り道の確保等を図ります。
緑の核	緑の機能強化が必要な場所を、新たな緑の拠点となる「核」として位置付けます。 主に、環境保全、レクリエーション、防災の3つの機能強化を目的に配置し、農地の維持・活用も視野に入れ、まとまった規模を持つ緑の確保に努めます。





3 都市公園の整備方針

本市の都市公園面積は、国の都市公園等緊急整備計画（第1次～第6次）により、昭和47年（都市公園等緊急整備措置法の施行年）～平成15年の間に倍増しましたが、平成20年度末現在の本市の1人当たり公園面積は、目標値10㎡（国が定める公園の敷地面積の標準）に対し4.68㎡にとどまっており、依然として公園が不足している地域や、大きな公園がない地域があります。また、都市計画公園は、宅地化の進行などにより用地買収が進まず、長期間、整備が困難な状態が続いています。これらの現況を踏まえ、以下の方針により、公園を整備していきます。

（1）地域の核となる身近な公園の整備

- ①公園は、多世代の市民が利用し、地域コミュニティの核となる重要な施設であることから、地域要望を踏まえ、不足している地域を優先して、歩いて行ける範囲に整備します。
- ②既存の公園は、老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化につながるよう、地域のニーズを踏まえながら再整備を進めます。

＜公園の種類と配置方針＞

種 類		配 置 方 針	
小規模	街区公園	主に日常的な利用を目的に整備します。地域の実情を踏まえて規模を設定し、利用しやすい身近な場所に配置します。	
中規模	近隣公園		
	地区公園		
大規模	運動公園	主に運動利用することを目的に整備します。 例：横大路運動公園，西京極総合運動公園	アクセスや周辺環境を踏まえ、広域的な利用ができるよう配置します。
	総合公園	市民の総合的な公園利用を目的に整備します。 例：岡崎公園，梅小路公園	
	広域公園	市域を超えた広域的な利用を目的に整備します。 例：宝が池公園	



（２）都市計画公園（都市計画法に基づく整備予定公園）の整備

市民のレクリエーションの場の創出や，都市の防災機能向上の観点から，都市計画公園の着実な整備を進めるとともに，長期間整備が進んでいない公園については，変更を含めた整備の方針の見直しを行います。

（３）市民との協働による整備と管理

ワークショップなどの住民参加により，安心・安全で地域のニーズに合った公園の計画を進めるとともに，公園愛護協力会との連携により，公園に一層の愛着を感じ，積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みの充実を図ります。また，公園の整備が困難な場合は，市民との協働により，借地による公園の整備を図るとともに，市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を，関係者の理解と協力を得て検討します。

ちびっこひろばについては，一定の条件を満たすものは公園として再整備し，市民との協働により，維持管理を行います。